

植物貿易検査業務調整室のご案内

平成 30 年 4 月 2 日（月）から山形県港湾事務所（酒田市）内に「植物貿易検査業務調整室」を開設しました。ここでは、農産物や林産物などの輸出入に関する県並びに国及び酒田植物検疫協会の業務を連携して行うことを目的としております。

農産物等の輸出入の際の検疫等に関する電話相談も受付けておりますので、下記の電話番号にお問い合わせください。

また、輸出入の際の検疫等に関する説明会や研修会を計画しておりますので、ぜひご参加ください。

○電話相談窓口：0234-26-5639

（主な相談受付内容）

- ・ 農産物や林産物等を輸出入する際の検疫手続き方法
- ・ 農産物等を輸出する相手国の規制状況
- ・ 農産物を輸出する際の集荷地検査について
- ・ 輸出用農産物の防除計画策定について 等

○開催予定の説明会、研修会

- ・ 輸出農産物の選果・こん包施設登録手続きのための相談会
- ・ 新たに可能となった農産物輸出先国の検疫条件の説明会
- ・ 台湾向け生果実輸出制度説明会 等

「植物貿易検査業務調整室」

- ・ 所在地：〒998-0036 山形県酒田市船場町二丁目5番15号
（山形県港湾事務所内）
- ・ 業務時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・ 休業日：土日祝日、年末年始